

## 外国人学校の運動場における但し書きの考え方について

外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校の設置認可等取扱内規

第3

4 外国人学校の運動場は、校舎と同一敷地又はその隣接地になければならない。

ただし、教育上及び安全上支障がないと認められる場合は、この限りではない。

○「教育上及び安全上支障がないと認められる場合は、この限りではない。」とは

- 生徒の移動に支障がない距離（1時間以内に移動が可能な範囲）に運動場があることを指します。
- 教育上及び安全上支障がないかどうかは、以下のような視点を中心に検討します。
  - 全学年の教育課程（カリキュラム）を支障なく行うことができる。
  - 校舎と運動場の間を安全に移動することができる。
  - 天候の急変や生徒の体調不良などの事態にも対応できるような安全上の配慮がなされている。
  - 災害発生時における確実な避難計画が定められている。

上記は一般的な考え方です。

支障がないかどうかは対象年齢や教育内容、学校の規模によって異なるため、個別の相談になります。

必ず事前に相談してください。